

「国際裁判管轄に関する法制化の動きについて」(2)―要綱―

河村 寛 治

I. はじめに

国際的な裁判管轄に関する統一的な基準作りの動きを踏まえ、日本国内における国際裁判管轄についての法制化の最近の動き、特に法制審議会国際裁判管轄法制部会における法制化に向けた最近の検討状況とその内容については、前稿「国際裁判管轄に関する法制化の動きについて(1)」⁽¹⁾でも紹介してきたが、本稿では、前稿でカバーできていなかった部分を含め、その基本的な考え方について改めて考察することとする。

ちなみに、その後、「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案(第1次案)」⁽²⁾と「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案(第2次案)」⁽³⁾が公表されており、平成22年度の通常国会に法案を提出することを目指して作業を進めるとするとされている⁽⁴⁾。

なお、本稿脱稿後、新たに「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案」(平成22年1月15日)が公表され、同年2月5日付で答申されている(以下、本稿では「要綱(答申)」という)。

以下、法制審議会国際裁判管轄法制部会における検討状況をベースに、その後公表された中間試案とそれに対するパブリックコメント等を踏まえた要綱について検討することとする。

1. 国際裁判管轄法制に関する検討事項

国際裁判管轄法制部会においては、「国際裁判管轄法制に関する検討事項」がその都度、資料と

して公表されているが、平成20年11月28日付の「国際裁判管轄法制に関する検討事項(1)」⁽⁵⁾についてはすでに前稿で解説済みである。その後、平成20年12月19日付「国際裁判管轄法制に関する検討事項(2)」⁽⁶⁾(以下、「検討事項(2)」という)、平成21年1月23日付「国際裁判管轄法制に関する検討事項(3)」⁽⁷⁾(以下、「検討事項(3)」という)、平成21年2月27日付「国際裁判管轄法制に関する検討事項(4)」⁽⁸⁾(以下、「検討事項(4)」という)および平成21年付「国際裁判管轄法制に関する検討事項(5)」⁽⁹⁾(以下、「検討事項(5)」という)が公表されている。

この「検討事項(3)」では、海事関係・知的財産権関係・消費者契約関係・労働関係など個別分野毎の管轄問題が検討されており、「検討事項(4)」では、併合管轄や訴訟参加、一般的規律や訴訟競合が、さらに「検討事項(5)」では、保全命令に関する管轄事項が検討されているが、本稿では、一般的規律についての解説をすることとし、それ以外については、別の機会に解説を試みることにする。なお、知的財産権の侵害に関する国際裁判管轄の問題に関しては、別途、筆者の論文があるのでそれを参照されたい⁽¹⁰⁾。

2. 中間試案とパブリックコメント

前稿の上梓後、平成21年7月28日には「国際裁判管轄法制に関する中間試案」⁽¹¹⁾(以下、「中間試案」という)が公表され、パブリックコメントの募集が行われ、そのパブリックコメントの結果については、「国際裁判管轄法制に関する中間

試案」に対して寄せられた意見の概要」としてまとめて公表⁽¹²⁾されているが、ほとんどのコメントが国際裁判管轄の法制化の必要性に賛成しており、その総論部分について、以下そのまま引用することとする。

① 立法の必要性について

- ・国際裁判管轄に関する規律は、渉外的要素を含む裁判手続の最重要課題であり、日本においてその全般的な法令化が検討されていることは、諸外国で進められている国際裁判管轄規則の法令化の動きに照らしても、首肯できる。(日弁連)
- ・現行実務では、条理ないし国内裁判管轄の規定と特段の事情という不明確な基準に依拠しており、国内裁判管轄よりも管轄を限定した適切な国際裁判管轄に関する法制を整備する必要性は高い。(大阪弁)
- ・経済取引の国際化に伴って労働契約関係の国際化が更に一層進むことに伴い、今後、様々な分野で国際裁判管轄をめぐる紛争が頻発することが予想されるため、国際裁判管轄をめぐる法制を整備し、紛争の発生を未然に防ぐことは、労働分野においても急務である。(労弁)
- ・各国の国際裁判管轄に関する規則が明確であることは、裁判手続の予測可能性とその利用の実効性を高めるという意味で有益である。(RCC)
- ・昨今の経済活動のグローバル化に伴い、事業者にとって国際的な民商事紛争における適切かつ迅速な解決手続の必要性・重要性が高まっているところ、国際的な民商事紛争の解決に寄与することが期待される。(全銀協)
- ・中国とインドをはじめ市場が大きく成長しているアジア市場等へ中小企業の国際展開が急速に進展していくなか、国際裁判管轄に関する規律が明確化されることは時宜を得たものと考えられる。経営資源支援に乏しい中小企業が十分制度を活用できるよう、手続の負担の少ない、分かりやすい制度設計をすべきである。(中央会)
- ・知的財産権をめぐる紛争について、国際的紛争と裁判による解決の必要性が増大しているところであり、日本の裁判所の裁判管轄ルールと、

同時に外国判決の日本における承認要件としての裁判管轄の基準を明確にすることになり、法的安定性の視点からも望ましい。(弁理士会)

- ・国際裁判管轄に関して裁判所が採用する「特段の事情論（修正逆推知説）」およびそれに基づく具体的な事後処理は概ね指示できるものであり、そもそも立法は不要である。(大学教授)

② その他について

- ・基本的な視点として、国民の裁判を受ける権利（憲法第32条）にかんがみ、日本の裁判所の国際裁判管轄について国内法により整備すべきであり、法制の整備に当たっては、一定の合理的な範囲内で国際裁判管轄を広く認めるべきである。他方で、日本の裁判所に広く国際裁判管轄を認める場合、法（民事訴訟法）第118条第1項との関係で、外国判決を日本において承認する範囲をより広くすることにつながる可能性があるため、具体的規定を制定するに際しては、日本の裁判所の国際裁判管轄を不用意に広く規定しすぎることのないよう、配慮が必要である。

ヘーグ国際私法会議等において未だ条約締結の合意が見られない中で、日本はまず国内法を整備し、日本の裁判所の国際裁判管轄に関する立場を明確にすべきであるが、国内法整備の後、条約の締結に向けて尽力すべきである。(一弁)

- ・労働契約をめぐる紛争については、労働者と使用者との間に経済的な従属関係があり対等な交渉に基づく対等決定が困難であること、及び提訴又は応訴についての費用負担能力に著しい格差があることについて、十分な配慮がなされなければならない。(労弁)
- ・国際裁判管轄の規律は、渉外的要素を含む事件についてのみ適用されるべきであり、その対象は、基本的には日本に住所又は本拠を有しない被告に対する訴訟とすべきである。

直接管轄の規律の検討においては、国際的に広く受け入れられる合理的かつ明確な規律を設けることを評価の一指標としつつ、日本の裁判における当事者間の公平や裁判の適正、迅速を実現するという理念を基本に据えるべきである。(阪大研究会)

- ・日本の裁判所において権利保護を求めている原告と、応訴を余儀なくされる立場にある被告との間における国際的民事紛争について、日本が適切なフォーラムたり得るかという直接的な視点が基本に据えられるべきである。(透明化(国際民訴))
- ・基本的な方向としては、管轄権の基礎をある程度広く認めた上で、その行使が国際裁判管轄の理念からみて相当でないときは、特段の事情論という柔軟な例外条項で制限するという方法がよい。(大学教授)

II. 国際裁判管轄法制化に関する要綱案

この「中間試案」およびパブリックコメントの結果、平成21年11月20日には「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案(第1次案)」⁽¹³⁾が公表され、同年12月11日には、「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案(第2次案)」⁽¹⁴⁾が公表され、現在、国際裁判管轄の法制化に向けて着々と準備が進んでいる。前稿で解説した事項についても、以下、要綱案で考え方が変更された部分を中心としてどのような結果となったかについて解説することとする。

なお、本稿脱稿後、要綱が答申されていることは前述のとおりである。

1. 被告の住所等による管轄権

この被告の住所等による管轄権については、従来から民事訴訟法第4条に基づき、普通裁判籍の所在地を管轄原因としてきたことを踏まえ、「検討事項(1)」や「中間試案」における考え方をそのまま採用し、要綱案においても特に変更はなされていない。

特にこの部分については、反対はなく、自然人与法人等を同一条項において規定することとされた。自然人については、その住所や居所が日本国内にある場合に、またそれらが知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していた場合に、日本の裁判所の裁判管轄を認め、さらに法人についても法人等の主たる事務所または営業所が

日本国内にある場合に、またそれらが日本国内にない場合またはその所在地が知れない場合には、法人の代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にある場合には、日本の裁判管轄を認めるという考え方を採用している。この点、主たる事務所等について「主たる」の文言を削除すべきという反対意見もあるが、どの事務所も対象だとすると外国会社などが日本国内に情報収集のための連絡事務所などをおいた場合でもそれだけで裁判管轄が発生することは望ましくないと考え、「主たる」という文言を残すことにより、当該外国会社の主たる営業に関する事務所が日本国内にある場合に限り、裁判管轄を認めるべきである。

なお、外国法人等の場合、日本における代表者の住所が日本国内にあるときは、日本に常に裁判管轄があるとするのは過剰管轄だとする考え方も提言されているようであるが、民事訴訟法第4条第5項との整合性を図ることで十分に対応が可能かと判断する。また、この日本における代表者に該当するかどうかの問題は、会社法第817条第1項における日本に住所を有する者でなければならないとする規定との関係についても課題が残っている。

これらの自然人および法人等の普通裁判籍の問題については、その正当化の根拠について、「中間試案」およびその補足説明の考え方の解説がまとめられている⁽¹⁵⁾。

2. 契約上の債務に関する訴え等の管轄権

この契約上の債務に関する訴え等の管轄問題については、民事訴訟法第5条において、各種の特別裁判籍の定めによっていることを踏まえ、基本的には、「検討事項(1)」をはじめとしてそれ以外の「検討事項(2)~(5)」や「中間試案」での考え方をベースに要綱案としてまとめられている。以下、従来の特別裁判籍と同様に、訴えの内容に応じて、解説することとする。

① 契約上の債務に関する訴えの管轄権

従来は、民事訴訟法第5条1号において、財産上の訴えについて義務履行地の特別裁判籍を定めていたが、この義務履行地を管轄原因とする財産

権上の訴えを、契約に基づく請求権に係る訴えに限定することが提案され、要綱案でもこれが踏襲され、契約で定められた義務履行地が日本国内にあることを要件としているものである。前稿でも解説しているが、契約上の債務が損害賠償債務に転化した場合には、その損害賠償の訴えについて、本来の債務の義務の履行地の裁判所に管轄を認めることが相当であるとされ、要綱（答申）において、事務管理や不当利得に係る請求や契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求に係る訴えについても、日本の裁判所に裁判管轄を認めることとされたものである。

このように管轄をある程度広く認め、相当でないときは、特段の事情で管轄を否定すればよいのではないかと、そのために、黙示の意思による履行地を認めたり、通則法第8条による契約準拠法による履行地を認めてもよいのではないかという考え方もある。実務的には、なんらかの形で準拠法が決まることがほとんどであると思われ、法的結果の適用可能性についての予測も可能であるので、このような考え方の採用には賛成である。ただし、契約不履行による損害賠償等に関する請求につき、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる範囲が狭すぎるので、債務の履行が日本の国内ではなく海外であっても、損害が日本で生じる場合には、契約上の履行地が日本でなくても、日本での裁判管轄を認めるべきであるとする考え方もある。

なお、要綱（答申）では、内容的には「中間試案」と実質的には同一であるが、表現的に修正を加えられている。

② 手形または小切手に関する訴えの管轄権

これは、中間試案からの変更はなく、現在の民事訴訟法第5条2号と同様、手形または小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形または小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所が裁判管轄を有することとなる。支払や決済の手段である手形や小切手については、証券上に記載された支払地が基準とされることは明らかであるので、これは当事者の予測に合致し

ているといえ、紛争の迅速かつ統一的な解決に資するものだと、中間試案に対してコメントも出されている。

③ 財産権上の訴えの管轄権

財産権上の訴えは、民事訴訟法第5条4号において、日本国内に住所等がない者または住所が知れない者に対する場合は、請求の目的または差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄を有することとされている。これは、財産所在地の特別裁判籍の問題として、認識されている問題であり、その検討内容についての参考として、「中間試案」の公表前の資料が存在している⁽¹⁶⁾。

なお、差し押さえ可能な財産が日本国内にある場合には、執行の容易性を確保することも必要であり、その意味で、請求の目的の所在地と差し押さえ可能な財産の所在地とに分けて、規定をするという考え方も可能であるが、要綱（答申）では、これを一体として作成されている。

以上に加えて、財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判管轄を認める必要があるのではないかという問題もあり、検討事項となっているが、担保の目的の所在地をベースに判断することとなると、担保権の実行や保証人との関係で複雑な問題を生じることとなるので、このような限定的な場合にも、国際裁判管轄についての法制化が必要かという指摘は理解できるものである。このような場合には、請求の目的の所在地による管轄でほとんどのケースがカバーできるのではないだろうか。したがって、この最後の点については、規律を設ける必要性はないと指摘せざるを得ない。

④ 事務所または営業所を有する者等に対する訴えの管轄権

事務所または営業所所在地の特別裁判籍については、民事訴訟法第5条5号における国内裁判管轄と同様の趣旨から、日本国内に事務所や営業所等を有する者（法人・個人を問わない）に対する訴えで、その営業所等における業務に関するものについては、日本の裁判所に管轄を認めることが提案され、この特別裁判籍の規定を設けることに

については、妥当であるとされる意見がほとんどである。要綱（答申）においても、日本における事業に限定されることなく、当該事務所や営業所等に関連する業務については、証拠等の所在地の蓋然性が高いものと思われるので、裁判管轄を認めることとしたものである。

一方、日本国内に事務所等を有しない者であっても、日本において事業を継続して行う場合には、その事業の範囲内で日本の裁判所で訴えを提起されるリスクを負担するというのは、当然であるといえる。なお、海外のウェブサイトを利用して日本国内で行われている事業に対しても、日本の裁判所の管轄を認めることができるので、合理的であるという意見もあるが、この問題は、インターネットを利用した事業に関する国際裁判管轄の考え方や取決めがどのようになるのかということを見極めて、検討することも必要となろう。

この部分は、「中間試案」からは内容的には大きな変更はない。

⑤ 社団または財団に関する訴えの管轄権

社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍については、会社、一般社団法人、一般財団法人その他の法人が日本の法令により設立されたものであるときは、会社法等に専属管轄の規定が置かれている趣旨に鑑み、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。つまり民事訴訟法第5条8号における特別裁判籍をどう規定化するかという問題である。

この法人の範囲については、外国の法令により設立された法人が日本に定款上の本店等の所在地を置いている場合には、擬似外国会社（会社法第821条第1項）に該当する可能性があるが、会社の組織に関する訴え等については、当該会社の設立準拠法国の裁判所に委ねることが相当であり、外国の法人について日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべき場合があることは想定し難いという説明がなされている。

他方、日本の法令により設立された法人が外国に定款上の本店を置くことは認められていないから、日本の法令により設立された法人について専属管轄とする場合には、定款上の本店等の所在地

を基準としても、設立準拠法を基準としても結論に差異はないとして、日本の法令により設立された法人について、日本の裁判所の専属管轄とすべきものとしている。今回の要綱（答申）では、管轄の専属性を明確にしたものである。

なお、社団または財団が法人でない場合には、その主たる事務所または営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄を有するものとされているが、民事訴訟法第5条8号と同趣旨である。

⑥ 不法行為に関する訴えの管轄権

不法行為地の特別裁判籍については、民事訴訟法第5条9号のとおり、「不法行為があった地」とする国内裁判管轄と同様の趣旨から、不法行為地を特別裁判籍とするものである。この「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味することとされている⁽¹⁷⁾。

なお、要綱（答申）の但書においては、「外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内における結果の発生が通常予見することができないものであったときは、この限りでないものとする」という形で、日本国内において結果が発生することが通常予見することができる場合には、日本の裁判所の管轄を肯定することが相当であるという要綱となっている。

この結果発生地が日本国内にある場合でも、被告の日本の裁判所での応訴が酷な場合も考えられること、また被害者が恣意的に結果発生地を変更等することにより、管轄地を選ぶ（フォーラム・ショッピング）を許すことは妥当ではないことから、やはり、この但書は必要であろう。

また、不法行為地管轄の根拠は、第一に証拠収集の便宜であり、結果発生地には、その意味で証拠の収集が容易であるので、結果発生地における予見可能性とは関係はあまりないのではないかという反対論もある。またこの但書を設けることについての反対論のなかには、通常予見可能性は、加害者寄りの根拠であり、これを被害者による提訴の便宜に優先させる理由が不十分であるという指摘も存在する。

この不法行為の結果発生地の意義について、前

稿でも解説しているが⁽¹⁸⁾、二次的・派生的に生じる経済的な損害の発生地を含むとどうかという点である。従来の考え方では、加害者の予見可能性を超えるということから、このような派生的な損害の発生地の管轄を認めることには否定的であり、過去の判例では、二次的・派生的に生じる経済的損害の発生地を不法行為の結果発生地とすることを否定したものもある⁽¹⁹⁾。この点は、これまでの要綱案においても、明確に言及されていないものの、上記のように但書以下で「通常予見することができない」ということでカバーできるかもしれない。

⑦ 海事に関する訴えの管轄権

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本に裁判管轄がある。この点は、民事訴訟法第5条10号の国内管轄と同様の考え方によるものである。

なお、民事訴訟法第5条11号にも規定がある海難救助に関する訴えについては、海難救助があった地または救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあれば、日本に裁判管轄が認められるとする規定をおくこととされたが、当初は、この海難救助に関する訴えについては特段の規律を置かないという提案も存在していた。

また、船舶債権そのた船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、特段の規律をするかどうかについては、要綱案においてもまだ検討が済んでいないという注意書きがされていたが、要綱（答申）では、当該船舶が日本国内にあるときは、日本に管轄があるものとされている。

⑧ 不動産に関する訴えの管轄権

不動産に関する訴えの特別裁判籍については、その不動産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起できるものとする、という規定が要綱（答申）には用意されている。これは、民事訴訟法第5条12号に規定されている国内管轄と同様の趣旨である。

なお、不動産の属地的な性質を重視し、不動産に関する訴えのうち、不動産の物権自体や物権的請求権に係る訴え（所有権等の積極的又は消極的

確認訴訟、所有権に基づく返還請求訴訟、地上権、永小作権等に基づく妨害排除請求訴訟等）について、不動産所在地の裁判所の専属管轄とする考え方も以前は提言されたのであるが、今回の要綱案では、日本に所在する不動産に関する訴えについて外国の裁判所が本案判決をしたとしても、日本の主権等の侵害あるいはその他の弊害があるおそれはないから、このような場合に日本の裁判所の専属管轄までは必要ないとされたものである。

⑨ 登記または登録に関する訴えの管轄権

登記又は登録に関する訴えは、その登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に専属するとした専属管轄の規定が要綱（答申）にも規定されている。

これは、民事訴訟法第5条13号における国内管轄と同様の趣旨の規定であり、登記又は登録に関する訴えについて、その登記・登録をすべき地の国の裁判所に専属的な国際裁判管轄を認めることを提案するものである。登記や登録など法令に基づいて行われる権利の公示は公益性が高く、また、国際裁判管轄の場合には、登記・登録をすべき地以外の国において判決を得たとしても、相手方の任意の協力を得ない限り、その登記・登録をすべき国における承認等の手続が必要となるなど、迂遠な手続を要することとなる。

なお、この登記または登録に関する訴えに関して、専属管轄とすることについて、専属管轄とすることの基準は、登記等に関する訴えかどうかではなく、社会・産業政策に密接な関連を有する一定の権利の存否・有効性に関する訴えかどうかによるのが適切であるとして、反対意見を表明している識者もいる。

一方、知的財産権をめぐる国際的な紛争は多く、将来的にもますます増加することが見込まれることなどから、一般的な登記等に関する訴えの規定とは別に、知的財産権の登録に関する訴えについての規定を設けることに意義があるという意見もあり、下記のように最新の要綱（答申）には、知的財産権の設定の登録等に関する訴えの管轄について、専属管轄の規定が提案されている。

⑩ 相続に関する訴えの管轄権

相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるときは、また、住所がない場合または住所が知れない場合には、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本にある場合には、日本の裁判所に管轄があることとされている。

この点は、国内裁判管轄と同様の趣旨から、民事訴訟法第5条14号が掲げる訴えについて、相続開始時の被相続人の普通裁判籍の所在地が日本国内にある場合に、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることを提案するものである。なお、「被相続人の普通裁判籍の所在地」は自然人の普通裁判籍と同一であることを前提としている。

なお、相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記に掲げる訴えに該当しないものは、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に管轄を認めるものである。

この相続に関しての裁判管轄の問題は、民事訴訟法第5条15号が掲げる訴えについて、相続開始時の被相続人の普通裁判籍所在地が日本国内にある場合には、その所在地に相続財産があるかどうかにかかわらず、日本の裁判所の裁判管轄を認めることを提案するものである。

⑪ 知的財産権に関する訴えの管轄権

知的財産権のうち、設定の登録により発生するものの存否または効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所の専属管轄とすることが提案されている。なお、知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律をおかないことが注記されている。

この知的財産権に関する訴えの管轄に関しては、別途、筆者による解説があるので、そちらを参考にさせていただきたい⁽²⁰⁾。

⑫ その他

要綱(答申)には、「消費者契約に関する訴えの管轄権」や「労働関係に関する訴えの管轄権」に関する規定、また「併合請求に関する管轄権」等に関する規定が用意されているが、この部分に

関する解説は、別の機会に譲りたいと考えている。

3. 管轄権に関する合意等

1) 管轄権に関する合意

合意管轄については、最新の要綱(答申)では以下のとおりとなっている。

[要綱]

- ① 当事者は、合意により、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。
- ② 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければ、その効力を生じないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

以下、消費者契約や個別労働関係紛争を対象とする合意に関する規定も用意されているが、これは別の機会に譲りたい。

この要綱(答申)は、これまでの検討や「中間試案」等において提案されてきた合意管轄の裁判所を第一審に限定するという考え方を変更したものであり、それ以外は文章の構造を変えただけのものである。このように合意管轄について、第一審に限定しないという考え方は、国内裁判管轄の規定とは異なるものであるため、その趣旨が不明であるが、管轄違いのような場合には、その段階で、民事訴訟法に沿って移送を認めるという趣旨であろうか。

これ以外の点においては、外国の裁判所が合意管轄とされる場合に、当該合意裁判所に管轄権がない場合には、合意が無効となるという規定が従

前のような但し書ではなく、独立して規定されたので、より適用範囲が明確になった。ただ、当事者が外国の裁判所を管轄裁判所とする合意をしたときは、別段の定めをしない限り、日本の裁判所の国際裁判管轄を排除するとの合意をしたものとみなすこととするかどうかについては、明確になっていない。この点、実務的には、日本の裁判所の管轄を排除する趣旨である旨が明確になるのは、国際取引の慣行上不利でもあるので、合意管轄を規定する場合に、それが専属的管轄合意なのかどうかについて、やはり個々の契約において明確にしておくとする対応が必要であろう。

なお、パブリックコメントでの意見として、管轄の合意について、「管轄の合意が著しく不合理で公序に反することとなる場合または管轄合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらす場合」などの管轄合意の効力についての規律を設けるべきだとするものがあつたが、従来の最高裁判例（チサダネ号事件）⁽²¹⁾でも示した基準を否定しないという意味でも同意できる意見である。

また、合意の方式として書面が必要とされているが、この書面性の要件として、同一の書面における合意だけでなく、合意の存在が書面上明らかな場合も対象とすべきであるという意見もあり、民事訴訟法第11条第2項および仲裁法第13条第3項のように国内裁判管轄における考え方と同じであるとすれば、それを明確に規定すべきだというのが筆者の意見である。実務的には、この点が仲裁法第13条第3項のように明らかとなっていない場合には、「管轄合意を含む契約において、管轄合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、管轄合意は、当然には、その効力を妨げられないものとする」とする条項とともに、合意条項に明確にしておくことが必要となる。

この合意管轄に関しては、2005年6月に成立した「裁判所の選択合意に関するハーグ条約」（以下、「ハーグ合意管轄条約」という。）が国際条約として存在するが、日本としても、この批准に向けた作業を進めるという必要性の観点からは、今回の国際裁判管轄の法制化のなかで、管轄合意の

規定を設けるのであれば、やはりこのハーグ合意管轄条約の内容を踏まえた整合性のある内容としておくべきであろう。現在のわが国における管轄合意についての論点の整理は、中野俊一郎教授による「国際裁判管轄の合意」⁽²²⁾に詳細に述べられているのでそれを参照されたい。

2) 応訴管轄

応訴管轄については、以下が最新の要綱（答申）である。

[要綱]

被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

これは、民事訴訟法第12条と同じ趣旨で、応訴管轄を認めるものであり、特に反対意見などは出されていない。

4. 国際裁判管轄に関する一般的規律

この一般的規律を設ける趣旨は、事案の具体的な事情を考慮して管轄を排除するためであるが、最新の要綱（答申）においては、以下のとおりとされている。

[要綱]

裁判所は、訴えについて管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴することによる被告の負担の程度、証拠の所在地、その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

① 要綱の趣旨

この規定は、日本の裁判所が管轄権を有する場合においても、日本国内で裁判を行うことにより公平、適正かつ迅速な裁判を実現することができないと認めるときは、申立てにより又は職権で、訴えの全部又は一部を却下することができるものとしたものであり、事案における具体的な事情を考慮し、一定の場合には、日本の裁判所の管轄を

否定して訴えを却下することが相当な場合があり得ると考えられることから、従来の判例、特に最高裁平成9年判例⁽²³⁾で採用された考えと同様の考え方に沿い、事案の具体的な事情を考慮して「特段の事情」による管轄排除を規定化したものである。

この点、特段の事情による規律は、判例で形成されてきたものであり、事案の解決のために具体的な妥当性を図る必要から、このような一般的な規律を規定して明確にすべきとする意見と、このような特段の事情による規律は、国際裁判管轄の明確性と予測可能性を損なうおそれがあり規律を設けるべきでないとする強い反対意見があった。反対意見の理由としては、この特段の事情の規律を条文化することは、その要件を明らかにするという点で効果は認められるものの、特段の事情の有無は裁判所が判断すべき事項であり条文化にはなじまない、またこのような一般的な規律を置くと、個別的な裁判管轄に関する規律よりも先に、この一般的な規律が適用されることとなり、個別的な裁判管轄に関する規律を設ける意味がなくなってしまうというものである。

この特段の事情による管轄排除の規律について、どのような場合に管轄を認め、どのような場合に管轄を否定したかなど、従来の判例の分析の必要性を指摘したものがあるが⁽²⁴⁾、この点は、非常に重要な指摘であるという点で、同感である。

② 外国の裁判所の管轄権の有無について

この管轄排除に関する一般的な規律に関しては、「中間試案」の段階まで、日本の裁判所が裁判管轄を否定して訴えを却下する場合には、当該事件について外国の裁判所が管轄を有していることを要件とする考え方に立ち、それを独自の要件として定立する考え方（甲案）と当該事件について外国の裁判所が管轄を有することを独自の要件とはせず、日本の管轄を否定すべき場合の一事情とする考え方（乙案）とが提案されてきており、そして甲案による場合には、日本の裁判所の管轄を否定すべき事情が認められる場合であっても、当該訴えにつき外国の裁判所が管轄を有していない場合には、訴えを却下できないこととなるのに

対し、乙案による場合には、当該訴えにつき外国の裁判所が管轄を有していない場合であっても、日本の裁判所の管轄を否定すべき事情がある場合には、当該訴えを却下することができることとなるなどの説明がなされていたわけである。

この外国の裁判所の管轄権については、その要件が現実的には多様な場合まで踏み込まざるを得ず、また適用が難しくなるので、今回の要綱案では、この点については明確に外国の裁判所の管轄権の問題には言及していないことから、後は適用時に解釈で対応しようとしているものと推測される。

③ 専属管轄に関する合意の除外について

本規律の適用範囲については、専属的な管轄権に関する合意を除外すべきかについて議論があったようである。これまでの要綱案の補足説明によると、専属的な管轄権に関する合意を適用範囲から除外すべきであるという考え方が多数であったが、この考え方は、i) 法定の国際裁判管轄の原因により管轄権が認められる場合と異なり、管轄権に関する合意、とりわけ専属的な管轄権に関する合意がある場合には、当事者は日本の訴訟手続を前提とした上で日本の裁判所のみで紛争を解決することを意図するものであり、事案の具体的な事情により事後的にその効力を否定することを認めると、管轄権に関する合意をすることにより国際裁判管轄の有無を巡る紛争を防止しようとした当事者の意図に反すること、ii) 日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合は、その有効性が認められても、本規律により訴えが却下される可能性があるにもかかわらず、外国の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合は、その有効性が認められると、訴えが却下され、具体的な事情を考慮して日本の裁判所に管轄権が認められることはないので、日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意が認められる範囲がより制限される結果となることなどを理由とするものと考えられる。

これに対し、専属的な管轄権に関する合意がされた場合であっても、なお本規律の対象とすべきという考え方は、i) 本規律は、当事者間の衡平

を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる事情があると認められる場合のいずれの場合にも日本の裁判所の管轄権を否定し得るとしており、日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合であっても、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる事情があると認められる場合があり得る以上、本規律の適用対象から除く必要はないこと、ii) 實際上、例えば当事者が外国に住所を有する者であり、取引に関する交渉もすべて外国で行われ、関係者もすべて外国に存在することから、日本で審理をした場合には審理に長期間を要し、証人が出廷する見込みも薄い事案等も考えられ、このような事案には訴えを却下する余地を残しておくことが相当であることなどを理由とするものと考えられる。

この点は、今後の検討課題ではあるが、この管轄排除について、一般的な規律をすることについて、反対論もあることを考えると、このあたりの専属管轄の合意の問題については、あまり規律化すべきではないだろうというのが、筆者の意見である。

Ⅲ. 最後に

本稿では、消費者契約に関する訴えの管轄権、労働契約に関する訴えの管轄権、併合請求における管轄権、国際訴訟競合に関する規律、および保全命令事件に関する規律等については、特にカバーしていないが、これらについては、それぞれが独立した問題でもあるので、別途機会を見て検討することとする。

本件、国際裁判管轄の法制化については、現在、要綱が答申され、平成22年には法制化することが予定されているという状況であり、実務的には、国際取引においては、管轄の合意条項を規定することがほとんどであることから、管轄合意についての国際裁判管轄のルール⁽²⁵⁾がどうなるかという点が、非常に関心があるところである。ハーグ合意条約の批准問題がその後どうなっているか不明であるが、2009年1月には米国が、また4月にはEUが署名したため⁽²⁶⁾、今後世界的に影響力

をもつ条約となることが想定されている。やはり、わが国としては、国際的な民商事紛争に取り組んでいかなければならない状況は益々増加することは疑いの余地もない状況に追い込まれており、そのためにも早急に国際裁判管轄問題についての日本の立場を明確にしておくことにより、関係当事者にとって裁判管轄について最低の予見可能性の情報を認識しておくことが必要な状況となっているといえよう。今回の国際裁判管轄の法制化の動きおよび要綱（答申）は、そのためにも非常に重要な問題の整理ともなろう。

本稿は、要綱案が最終的になっていない状況下で脱稿したものであり、まだ今後議論が展開していく可能性も十分にあるであろうが、この国際裁判管轄の法制化の動きや要綱は、従来、法の整備がされておらず、民事訴訟法上の裁判籍を条項で適用し、それでも無理な場合には、特別の事情を適用して、裁判管轄を決定してきた日本の裁判所の判例の積み重ねについて、規律化できることとなった点で、非常に画期的なことであり、法案の理解や、今後の検討のために、少しでも役にたてばと願う次第である。

（平成22年1月13日脱稿）

注

- (1) 河村寛治「国際裁判管轄に関する法制化の動きについて（1）」（明治学院大学法科大学院ローレビュー10号、2009年3月参照）
- (2) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/091120-1-2.pdf>
- (3) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/091211-1-2.pdf>
- (4) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-4.pdf>
- (5) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/081128-1-2.pdf>
- (6) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/081219-1-2.pdf>
- (7) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/090123-1-2.pdf>
- (8) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/090227-1-2.pdf>
- (9) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/090403-1-2.pdf>
- (10) 河村寛治「知的財産権侵害に関する国際裁判管轄法制について」（明治学院大学法学研究88号、2010年1月）
- (11) 法制審議会国際裁判管轄法制部会「国際裁判管轄法制に関する中間試案」（平成21年7月28日公表）
- (12) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/091002-1-2.pdf>
- (13) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/091120-1-2.pdf>
- (14) <http://www.moj.go.jp/SHINGI/091211-1-2.pdf>

- (15) 河野俊行「国際裁判管轄における普通裁判籍と特別裁判籍」(ジュリスト1386号, 29頁, 2009年10月1日)
- (16) 越山和弘「義務履行地, 財産所在地, 不法行為地の特別裁判籍」(ジュリスト1386号, 37頁, 2009年10月1日)
- (17) 東京地裁昭和59年3月27日判決(判時1113号26頁, 涉外判例百選99事件)
- (18) 河村前掲注1, 10頁
- (19) 東京地裁平成18年10月31日判決(判タ1241号338頁)
- (20) 河村前掲注10
- (21) チサダネ号事件最高裁判決:昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁
- (22) 中野俊一郎「国際裁判管轄の合意」(ジュリスト1386号, 54頁, 2009年10月1日)
- (23) 最高裁判決:平成9年11月11日民集51巻10号4055頁
- (24) 早川吉尚「判例における「特段の事情」の機能と国際裁判管轄立法」(ジュリスト1386号, 23頁, 2009年10月1日); 河野俊行・早川吉尚「国際裁判管轄に関する判例の機能的分析—「特段の事情」を中心として」(NBL890号, 72頁, 2008年)
- (25) 管轄合意条約に関する法制審議会資料 <http://www.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-4.pdf>
- (26) ハーグ国際私法会議HP:http://www.hcch.net/index_en.php